改正後全文

年管管発 0328 第５号
金監第　　632　号
平成 29 年３月 28 日
最終改正　年管管発 1102 第１号
金資保第　359 号
令和８年 11 月２日

一般社団法人　生命保険協会　御中

厚生労働省年金局事業管理課

金融庁資産運用・保険監督局保険課

厚生年金保険法等に基づく届出の適正化の徹底について

平素より、社会保険及び金融行政について、ご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、平成 28 年 10 月１日より、厚生年金保険法及び健康保険法（以下「厚生年金法等」という。）の改正により、厚生年金保険及び健康保険（以下「厚生年金等」という。）の適用を受ける従業員の範囲が拡大され、短時間労働者であっても、事業規模が 501 人以上の従業員を雇用する事業所の従業員は厚生年金保険等に加入させる取扱いとなりました。

その後、厚生年金法等の改正により、事業規模については令和４年 10 月１日から 101 人以上、令和６年 10 月１日から 51 人以上の従業員を雇用する事業所の従業員は厚生年金保険等に加入させる取扱いとなりました。さらに、令和９年 10 月からは 36 人以上、令和 11 年 10 月からは 21 人以上、令和 14 年 10 月からは 11 人以上と事業規模は段階的に縮小し、令和 17 年 10 月に撤廃することになっています。

また、平成 26 年１月 16 日付金監第 63 号「保険募集に係る再委託の禁止について」により、保険業法第 275 条第３項に規定する再委託の禁止に抵触するおそれのある者や使用人の要件を満たさないおそれのある者を保険代理店使用人として登録・届出を行っているような実態については、平成 27 年３月 31 日までに適正化するよう求められたことから、適正化の対象となった保険代理店においては、該当する使用人を雇用するなどの対応が行われたところです。

これらを踏まえ、今般、厚生労働省においては、厚生年金保険法等に基づく届出に係る留意事項をまとめましたので、貴協会の会員各社に対し、所属保険代理店において、保険業法はもとより、法令等遵守の観点から、適切な厚生年金等に関する諸手続や届出が行われるよう周知をお願いいたします。

記

１．　厚生年金等の被保険者になる者

保険代理店における使用人の雇用にあたっては、次のいずれの雇用契約に該当するか確認し、厚生年金等の被保険者となるべき者であるかどうか、適切に雇用管理してください。

（１）正規社員

雇用期間の定めがなく、常用的に勤務する者（以下「常用勤務者」という。）をいいます。この場合、勤務時間がどのような定めであっても厚生年金等の被保険者として取り扱う必要があります。

（２）有期雇用職員

雇用契約や勤務時間に関する規定に基づき、１週間の所定勤務時間および１月の所定労働日数が常用勤務者の４分の３以上である方が該当します。

（３）短時間勤務者

勤務時間及び勤務日数が常用雇用者の４分の３未満であっても、次の要件全てを満たす方については、平成 28 年 10 月以降、短時間労働者として厚生年金等の被保険者に該当することとなりましたので、取扱いについて注意いただけますようお願いいたします。

① 特定適用事業所に雇用されていること

特定適用事業所とは、同一事業主（法人番号が同一）の適用事業所の被保険者数（短時間労働者を除き、共済組合員を含む）の合計が、１年で６ヶ月以上、50 人を超えることが見込まれる事業所が該当します。

※厚生年金法等の改正により、事業規模は段階的に縮小・撤廃されます。また、賃金の月額が８．８万円以上であること（賃金要件）は令和８年 10 月１日に撤廃されました。

② 次の３つの要件を全て満たすこと

ア）　週の所定労働時間が 20 時間以上であること

イ）　学生でないこと

ウ）　常時 51 人以上の企業（特定適用事業所）に勤めていること

（注）就業規則や雇用契約書等で定められた所定勤務時間、所定労働日数、所定労働時間等が（２）、（３）の基準未満である者であっても、実際の労働時間が連続する２月において当該基準以上となった場合で同様の状態が続くと見込まれる場合は対象となります。

なお、保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ－４－２－１（３）①エでは、保険代理店使用人は、保険代理店の指揮監督・命令のもとで保険募集を行う者としている

ことから、保険募集は保険代理店の指揮監督で労働に従事する時間となることに留意が必要です。

２．　標準報酬の対象となる報酬について

報酬とは、賃金、給与、手当などの名称を問わず、労働の対償としてうけるすべてのものをいいます。

保険代理店使用人に対する報酬の中で特に注意すべき点として、歩合給など契約件数等実績に応じて支払われる報酬は、保険代理店と使用人との間の委託契約が禁じられている観点から、使用人が保険代理店から労働の対償として受けるものであるため、標準報酬の対象となる報酬に含まれることとなります。この取扱いに齟齬が生じることのないよう、適正な取扱いをお願いいたします。

３．　本件に関する照会先

本件に関して不明な点は、管轄の年金事務所へお問い合わせください。

以上